号外 第32号の3 平成 18 年 9 月 29 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

〇熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則………(障害者支援総室) 1

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 18 年 9 月 29 日

> 熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第62号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正す る

第 2 条第 2 項中第 11 号を第 14 号とし、第 1 号から第 10 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同 項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 法第24条の3第2項の規定により、障害児施設給付費の支給の要否の決定を行う
- (2) 法第24条の3第6項の規定により、受給者証を交付すること。
- 法第24条の4第1項の規定により、障害児施設給付費を支給する旨の決定の取消 しを行うこと。 (3)
- 第2条第2項に次の1号を加える。
- 施行規則第25条の19第3項の規定により、特定入所障害児食費等給付費の支給 (15) の決定を行うこと。 第8条の次に次の2条を加える

(障害児施設給付費等の支給申請)

- 第8条の2 法第24条の3第1項の規定による障害児施設給付費の支給申請及び施行規則 第 25 条の 19 第 1 項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給申請は、障害児施 設給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 (別記第15号様式の3)によるものとする。 (支給の決定等)
- 第8条の3 児童相談所長は、法第24条の3第2項の規定により、障害児施設給付費を支 給する旨の決定をしたとき及び施行規則第25条の19第3項の規定により、特定入所障 害児食費等給付費の支給の決定を行ったときは、障害児の保護者(法第6条に規定する 保護者をいう。以下同じ。) に対して障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(別記第15号様式の4)並びに 障害児施設給付費受給者証(別記第15号の5様式)及び障害児施設医療費受給者証(別 記第15号様式の6)を交付するものとする。
- 児童相談所長は、法第24条の3第2項の規定により、障害児施設給付費を支給しない 旨の決定をしたときは、障害児の保護者に対して障害児施設給付費支給却下決定通知書 (別記第15号様式の7)を交付するものとする。
- 児童相談所長は、法第24条の4第1項の規定により、障害児施設給付費を支給する旨 の決定の取消しを行ったときは、障害児の保護者に対して障害児施設給付費支給決定取 消通知書(別記第15号様式の8)を交付するものとする。
- 児童相談所長は、前3項の決定を行ったときは、その旨を障害児の保護者の居住地を 管轄する福祉事務所長及び居住町村長に通知しなければならない。
 - 第9条第1項中「(法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)」を削る。 別記第15号様式の2の次に次の6様式を加える。

別記第15号様式の3(第8条の2関係)

障害児施設給付費·特定入所障害児食費等給付費支給申請書兼 利用者負担額減額·免除等申請審

熊本県(中央・八代)児童相談所長 様

児童福祉法第24条の3第1項及び児童福祉法施行規則第25条の19第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

								申請	年月	日			年	月	E	1
申	フリガ 氏	ナ 名						生年月	∄⊟		明治 昭和	大正 平成	ź	ŧ	月	В
請者	居住	地	-							電	舌番		_			
	フリガナ							生年	月日	В	召和・	平成	年	Ξ.	月	В
	申請に 童 氏							続								
<i></i>	<u> </u>							רטפוי	n	L						
支約	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
	童 居 년					- 1E				T			-			
手	本障害 帳番	뭉			療 育番	手 帳 号		·L· ····· J· · LI ···		†	富祉 :	害者手帳者				
保及	険 び	者 番	名号				(保 Pi 号 Z			E の	l l				
Ж.Г	保険者名	ひ番	号」欄及(号及び番号 と医療機関	景」欄は	は、第	1種自	閉症	児施証	2、肢			施設、	肢体不
				FF 5 7.00		ナービスを	-		7 60-3	,	BL/(700	V '6		
i -			利用	 引中のサー	ビスの種	類と内容等										
	管害福祉サ (居宅サー															
	障害児施設 (施設サー		利用	用中の施設	名等			- V ii 190								
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,												
	1			申請す	る施設支	援の種類	・申詞	青に係	る具	体的	内容	!	-			
	□知的	障害児	施設		□第1	種自閉症	児施設	ž]第2	2種	自閉症	児施	設		
種	□知的	障害児	通園施	設	□盲児	施設]3	うあり	見施設	ι			
類	□難聴:	幼児達	園施設		□肢体	不自由児	施設	(入所) [〕肢位	本不!	自由児	施設	(i	所)	
	□肢体	不自由	3児療護	施設	□肢体:	不自由児通	園施設			重	走心 !	身障害	:児施	設	······································	
	□指定	医療機	達関 (肢体	不自由児)	□指定	医療機関	(重症心	- 男障害	見)							
具体的内容																

申	請	亨	る	减	免	Ø	種	類
1 負担 ₋ 関する認	上限月額に 3定	(あては てくだ (1) 生活 (2) 市町 金等	だい。) 舌保護受給世 打村民税非課 手の収入の合詞	をつけてくだ 帯	る者であって 円以下のもの	、合計所得金。	らない場合は空 金額及び障害者 らの。	
	歳免及び医 削減免に関	□ 次の(1) 施語(2) 市町(3) 一万(3) 一万(4) イン(施設を) □ 次に	いずれにも注) で入所民税主に で入所民税主に での対して での対して でいまする でいまる	していないこ が350万円	、個別減免をは、個別減免をは、個別減免をは、と、以下であるには、現族等が現場合と、は、場合とは、これを申請します。	こと。 に居住する不 ト。	動産を除く。)	
食費等	入所障害児給付費に関 に医療型が (こ)	□ 次の (1) が (2) if (施設を □ 次に	いずれにもあ 設入所者(注 5町村民税非 利用する方か あてはまるた	(20歳以上の ではまるため を)であること。 課税世帯の者 (20歳未満の が、特定入所 であること。(1))、特定入所名 , (年令	†)	養を申請します	-
行予防护 担减免护	保護への利告置(定率負 告置(定率負 告置、特例報 に関する記	ます。	,	テ予防措置(□ する境界層対象			例補足給付)を	生申請

(注) 対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設(通所施設は除く。)

申請	申請書提出者		□申請者本人	□申請者本人以外(下の欄	に記入)	
7	リガナ				申請者	
氏	名				との関係	
住	所	Ŧ	F			
				,	電話番号	

別記第15号様式の4(第8条の3関係)

嘘害児施設給付養。特定人所障害児食養等給付養支給決定通知書業利用者負担額減額。免除等決定通知書

第 号年 月 日

樣

熊本県(中央·八代)児童相談所長

年 月 日付けで申請のありました障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等について、児童福祉法第24条の2第3項、第24条の3第2項及び児童福祉法施行規則第25条の19第3項の規定により、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

20条0719第0项07元21267、1607			, cae, 105) ,	
受給者証番号		施設給付決定保護者氏名		
給付決定日		給付決定に係る 児 童 氏 名		
施設支援の	種 類 及	び 内 容	給付決	定期間
負担上限月額	円	適用期間		
(障害児施設給付費) 負担上限月額 (障害児施設医療費)	円	適用期間		
負担上限月額 (食事療養)	円	適 用 期 間		
公 費 負 担 者 号		公 費 受 給 者 番 号		
特定入所障害児 食費等給付費	円	適 用 期 間		

(教 示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童相談所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、 熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、 この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消 しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提 起しなければならないこととされています。

(注)不要の文字は、抹消すること。

施戰確認印 **指定知的障害児施設等の記入欄** ⊡ ш ΣĹ Ш П 血 入所目·退所日 回 皿 皿 11. 町 \blacksquare 枡 臣 111 枡 # 退所日 入所日 退所日 入所日 退所日 入所日 指定知的障害 施 骰 等 の 名 (子備欄) 日まで 日まで 日まで 日まで 特定入所障害児食費等給付費の支給内容 町 Щ 田 Ħ # Դ # 詽 利用者負担に関する事項 社会福祉法人等による軽減措置の適用 施設給付決定の内容 日から 目から 11 Asis 日から 負 担 上限月額 (3)Ħ 町 町 Щ 14 # # # 154 施散支援の種類 及 び 内 容 利用者負担 割合(原則) 給付決定期間 軽減適用期間 適用期間 適用期間 支給額 作記事項 障害児施設受給者証 別記第15様式の5(第8条の3関係) \exists 支給都道府県 又は市の名称 及び印 受給者配番号 生年月日 71117 生年月日 交付年月日 氏名 氏名 施設給付決定保護者 形 圃

別記第15様式の5(第8条の3関係)

4

注意事項欄

- この証は、各面をよく読んで大切に持っ ていてください。
- 障害児施設支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定知的障害児施設 等に提示してください。 0
- に記載された金額が1月当たりの上限に 指定施設支援を受けたときに支払う金 費、光熱水費等を除く。)の1割です。ただし、この証の(2)面の負担上限月額欄 なります。(※個別減免等の認定を受け た場合には減免後の額を表示していま 額は、指定施設支援に要した費用(食 \Im

欄に記載する額を1日当たりの上限として また、食事及び居住に要した費用につ いては、特定入所障害児食費等給付費 支給します。 ф.)

負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年、施設給付決定保護者等の収入等に応じて決定 しますので、所定の時期に、この証と認 定に必要な関係書類を児童相談所に提 4

注意事項欄

(2)

- で、給付決定期間を経過する前に、児童 相談所に、この証を添えて、障害児施設 給付費の支給の再申請をしてください。 給付決定期間を経過したときは、障害 児施設給付費の支給を受けられませんの D
- この証の(1)、(3)面の記載事項に変更が あったときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所にその旨を届け出てくだ さい。 9
- 給付決定期間内に、居住地を他の都道 府県に移すと、この証は使えなくなり宝

また、給付決定期間内に、他の都道府 県に居住地を移したときは、14日以内 この証を交付した児童相談所に御連絡又 。居住地を移そうとする場合は、事前に、 は御相談ください。

に、この証を添えて、この証を交付した児

童相談所に届け出てください。

(9)

注意事項欄

- また、再交付を受けた後、紛失したこ の証を発見したときは、速やかに児童相 この証を破損したり、汚したり又は紛失 したときは、速やかに届け出て、再交付 談所に返してください。 を受けてください。 ∞
- 受給者の資格がなくなったときは、直 ちに、この証を児童相談所に返してくだ ~ 14 14 6
- この証を不正に使用した者は、関係法 令により処罰されることがあります =10

施設給付決定の内容欄に記載されて いない指定施設支援については、障害 児施設給付費の支給は受けられませ

関係)
3
<u> </u>
3
6
(第8条の3)
70/
340
300
_
9
6
جهد
300
4001
nt.
5
1.5
第15年
2第15年
配第15年
別配第15号様式の

—————————————————————————————————————	この証は、各面をよく読んで大切に持っていて	2 障害児施散医療を受けようとするときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証をえて、指定障害児施設等に提示してください。	3 障害児施設医療の負担上限月額は、この配の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。(※医療型個別域免等の認定を受けた場合には咸免後の額を表示しています。)	4 障害児施設医療の負担上限月額は、毎年、施設給付快定保護者等の収入等に応じて 快定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を児童相談所に提出 してください。		B この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、児童相談所にその冒を届け出てください。			この誰を添えて、この誰を父付した児真相訳がに伸げ出てください。	まやかに届け出て、	また、本文りを文けた後、町大したこの唱を形光したとさは、路でがた、ので、所に返してください。	9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を児童相談所に返してください。	10 この証を不正に使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
障害児施設医療受給者証				<u>生年月日</u> 年 月 日	<u>生年月日</u> 年 月 日	保險者名及び番号	年月日	年月日から 年月日まで	散医療 月額 円		期間 年月日から 年月日ま		
	公置負担者番号	公費受給者番号	高	和	7 7 7 5 7 5 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	単機保険者配の配号及び番号	交付年月日	給付决定期間	障害児施郡	負担上限月額 食 事 療	適用期		支給都道所張 又以市の名称 及び印

.項欄

別記第15号様式の7(第8条の3関係)

隨客児施設給付賣支給却下決定通知書

第 号年 月 日

榚

熊本県(中央・八代)児童相談所長

年 月 日付けで申請された障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等については、児童福祉法第24条の3第2項の規定により、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

(執示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
 - なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童相談所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して、6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第15号様式の8(第8条の3関係)

障害児施設給付費支給決定取消通知書

第 号年 月 日

様

熊本県(中央・八代)児童相談所長

児童福祉法第24条の4第1項の規定により、下記のとおり障害児施設給付費を支給する旨の決定を取り消しましたので通知します。

記

受番	給	者	証号	給付決定保護者 氏 名
給1	寸決5	₹取消	日	給付決定に係る 児 童 氏 名
取	消	理	由	

受給者証を熊本県(中央・八代)児童相談所に返還してください。ただし、既に提出されている方は不要です。

返還先

住所

連絡先

返還期限

年 月 日

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、 児童相談所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して、6 か月以内に、 熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、 この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、この処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以 内に提起しなければならないこととされています。

この規則は、	公布の日から施行する。	